



町からみなさんへの大切なお知らせです。



9月は、不法投棄防止強調月間です

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

不法投棄は懲役もしくは罰金刑を科せられる重大な犯罪です。きれいな町づくりのため不法投棄の撲滅へご協力をお願いいたします。

・通行量が少なく人目につきにくい道路沿いや河川の土手・中州の茂みなどに不法投棄が多く見られます。

■不法投棄を発見した際の通報先

福島警察署川俣分庁舎 Tel 024-566-3121（代表）
または生活環境係 Tel 566-2111（内線 1307）



不法投棄は犯罪です！投棄現場を目撃した場合は速やかに通報をお願いします。

町と保健委員会では、この「不法投棄監視中」のステッカーを車に貼り町内を監視巡回し、不法投棄の未然防止及び注意を促しています。不法投棄は“しない・させない・ゆるさない”

水道メーターの交換について

問 建設水道課 水道室（内線 1604）

月々の水道使用量を計量する「水道メーター」には有効期限があり、町では、計量法に基づき有効期限が満了するメーターの交換を実施します。なお、対象となるメーターは6月に事前調査を行っております。作業を委託された業者は腕章を着用しており、作業前に声をおかけいたしますが、屋外作業のためご不在の場合でも交換します。また、メーター周辺の整理などのご協力をお願いいたします。

<メーター交換作業期間>

9月1日(土)～11月30日(金)

※作業の進捗状況によっては12月以降に交換作業をさせていただく場合があります。

※交換作業中は断水となります。交換にかかる作業時間は約20分です。

※交換後は、一時的に水が濁る場合がありますので、しばらく水を出してからお使いください。

※メーター交換費用は町が負担します。

女性のミカタ健康サポートコール

専用コール 024-535-5615

福島県は女性の身体や性に関する悩み・不安に幅広く対応しています。（平日午前9時～午後5時、相談無料）

都市鉱山からつくる！みんなのプロジェクト

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、使用済小型家電から金・銀・銅を抽出して東京2020大会メダルをつくるプロジェクトを実施しており、本町もこのプロジェクトに参加することとしました。使用済携帯電話、スマートフォンの回収にご協力をお願いします。

■回収期間

平成30年9月3日～平成31年3月29日（予定）

■回収ボックス設置場所

川俣町役場1階ロビー3番窓口町民税務課前

■回収対象品目 使用済携帯電話、スマートフォン



住宅・土地統計調査にご協力ください

問 企画財政課 企画調整係（内線 1205）

10月1日を調査期日として、平成30年住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、我が国における住宅などに関する実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査です。

■調査対象 統計理論に基づき、無作為に抽出された町内の約2割の世帯が対象となります。

■調査方法

9月中旬から10月上旬にかけて調査員が訪問し、調査票の配布・回収を行います。また、インターネットによる回答も可能です。

なお、調査内容については、統計作成以外の目的に使用することはありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結核予防週間（9月24～30日）

結核は今でも年間18,000人の方が発症し、2,000人弱の方が命を落としている日本の重大な感染症です。タンがからむ咳、あるいは微熱や身体のだるさが2週間以上続く場合は受診しましょう。また、適度な運動と十分な睡眠、バランスの良い食事などを心がけて免疫力をアップし、発症予防にも心がけましょう。



暮らし

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 9月3日(月)～9月18日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ①中道団地(飯坂字中道) 1戸
 - ②壁沢団地1号棟(字壁沢) 5戸(3・4・5階)
 - ③壁沢住宅2号棟(字壁沢) 5戸(4・5階)
 - ④ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田) 2戸(3・4階)
 - ⑤ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田) 5戸(2・3・4階)
 - ⑥賤ノ田団地(字賤ノ田) 7戸(1・2・3・4・5階)
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考(以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件)があります。
- 間取り・設備 各団地で異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料などの未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者なども含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。)
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。(別途、共益費等がかかります。)
- 駐車場 原則1戸に1台。(家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し)
- 受付場所・問い合わせ 標記担当まで。

ペットは愛情と責任をもって飼いましょう

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

9月20日から26日は動物愛護週間です。

ペットとの生活は、私たちの心を豊かにしてくれます。しかし、飼い主の事情でペットを捨ててしまったり、近所にふん尿の迷惑をかけてしまったりするケースが少なくありません。

ペットの特徴や習性を正しく理解し、しつけや訓練を行い、最後まで責任をもって飼いましょう。

クリーン作戦・河川清掃の実施

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

- 町民皆様のご協力をお願いいたします。
- 日時 9月2日(日) 午前6時～午前7時
 - 場所 クリーン作戦：町内全域
河川清掃：川俣旧町内、鶴沢の一部、福沢の一部、飯坂の一部
 - 注意事項
 - ・ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。
 - ・側溝の土砂は収集しません。
 - ・河川清掃への妊婦または子どもの参加はご遠慮願います。
 - ・河川清掃は、なるべくマスクや手袋などを着用して、作業に当たってください。
 - ・河川が増水している場合、川の流が速い場合などは危険ですので作業をしないでください。
 - ・ガラス片などで手や足を切らないように注意してください。



「全国一斉！法務局休日相談所」開設のお知らせ

法務局では、地域住民の方々から日常生活での様々な心配ごと、困りごとの相談をお受けし、行政サービスの一層の向上を図ることを目的として「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

※相談は予約制になります。

◆日程 10月7日(日) 10:00～16:00

◆会場

- (1) 福島会場 「福島地方法務局」
福島市霞町1番46号(福島合同庁舎)
- (2) 「福島地方法務局いわき支局」
いわき市平字堂根町4番地11

◆内容

不動産・商業登記の手続き、土地の境界問題(含む筆界特定)、遺産相続、地代・家賃などの供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り、子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシャル・ハラスメント、障害者の差別問題、風評被害による人権問題 ※無料で、秘密は守られます。

◆担当者 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

◆相談・予約

福島地区 福島地方法務局総務課 Tel 024-534-1983
いわき地区 福島地方法務局いわき支局 Tel 0246-23-1651